

保護司が対象少年にいだく受容的態度についての検討及びその類型化

熊谷 渉・潮村 公弘・細江 達郎

The Investigation on the Acceptive Attitude of Volunteer Probation Officers towards the Juvenile Delinquents and its Typification

Wataru KUMAGAI Kimihiro SHIOMURA Tatsuro HOSOE

The purpose of this study is to reveal the structure of the volunteer probation officers' "acceptive attitude" towards the juvenile delinquents, and to classify its "acceptive attitude." A questionnaire survey was conducted for volunteer probation officers who belong to "M" region in "I" prefecture. The data was obtained from 65 volunteer probation officers (45 males, 19 females and 1 unidentified) in that region. A factor analysis for the data showed that the volunteer probation officers' "acceptive attitude" is consisted of four factors; "calm factor", "strict factor", "warm factor", and "respecting factor." A cluster analysis performed on the average score for each of four factors revealed five types of "acceptive attitude."

I 問題と目的

1 保護司を取り巻く現状

現在、わが国の更生保護制度は、年間約6万人の保護観察対象者に対して、常勤の専門官である保護観察官と民間の篤志家である保護司との官民協働により運営されている。第一線で保護観察事件を担当する保護観察官約650人をもって、約6万人もの保護観察対象者を処遇しうるのも、約5万人の保護司の存在と彼らの懸命の努力によるところが大きいといえよう。しかしながら、近年社会システムや犯罪情勢の変化に伴い、保護司制度における問題点がいやおうなく顕在化してきた(野沢ら、2006)。

保護司の定員は52,500人であるが、「全国保護司連盟ホームページ」によれば、現在までの保護司の実数は48,000を下回ることなく、充足率90%を維持している。しかしながら、その推移を見ると平成16年の49,389

から現在の48,688まで右下がりの傾向を示している。また、平均年齢についての推移を見ると、平成9年から現在までは62歳から63歳までで推移し、特に変動していない。しかし、小畑(1999)によれば、これは昭和46年には50歳台であったものが漸次上昇した結果であるとされ、保護司の平均年齢については右上がりの傾向を示しているといえることができる。また、年齢構成比の推移では昭和63年においては50代の保護司が40%近くを占めていたが平成17年には約30%となっており、比較的若い保護司が少なくなっている。

これら保護司の現況から以下の2点の問題を提起できる。新任保護司の確保の困難化と保護司の高齢化である。この2つの問題は保護司の実数の減少傾向と平均年齢の上昇傾向から判断できる。これらの問題は保護司が最高76歳の定年制が規定されていることを鑑みると保護司が今まで形成してきた処遇の実効性を揺るがすものであり、軽視できない。つまり、保護司はこ

熊谷 渉 (くまがいわたる)

岩手県立大学大学院

潮村 公弘 (しおむらきみひろ)、細江 達郎 (ほそえたつろう)

岩手県立大学社会福祉学部

れまで顔見知りの先輩保護司に面接において重要なポイントなどの助言を受け、その処遇の能力を高めてきた。しかし、若い保護司が減少し、高齢の保護司が増加することにより、定年で現役を退く保護司が増加する。それにより、その能力や経験、技術の伝承が困難となり、現在まで継続されてきた保護司の質の高い処遇能力の維持が困難になる恐れがあるのである。これは年齢構成比の推移からも言えることである。このことは保護司になることについて不安などを生じさせ、新任の保護司の確保を困難とするであろう。

これら保護司制度をめぐる問題をどのように克服していくかについて、野沢ら（2006）は「更生保護のあり方を考える有識者会議」において、保護観察官と保護司の役割を明確にし、保護観察官が保護司に対して保護観察処遇に関する指導や助言を充実させる、という一定の方向性を示した。保護観察処遇に関する指導や助言の充実には、研修の充実化と強化も含まれており、保護司の処遇能力の高い質を維持する必要性が示されたものであった。しかしながら、維持されるべき保護司の処遇能力については明確にされていないため、上記提言に沿った活動を行うためには、目標となる保護司の処遇能力を明確にする必要がある。

2 保護司の処遇実態としての「受容的態度」

保護観察における保護司の職務の基本は①保護観察②環境調整③犯罪予防活動の3つであるが、中でも保護司の職務の中心は伊藤（1989）も指摘するように、対象者と保護司で行う面接により、対象者の更生意欲を高め、更生に導くことである。したがって、保護司に求められる処遇能力の中心は面接の能力であるといえることができる。

前述のように、保護司の処遇能力を明確にするに当たっては、保護司がどのように面接を行っているかを捉えることが必要である。永井・辰野（1991）は高解除率保護司¹の面接内容をインタビュー調査により捉える研究を行った。彼らは処遇能力の高い保護司の面接内容を明らかにする、ということを目的に面接を行い、KJ法を用いて各保護司個人の面接内容について詳細な記述を行った。しかし、彼らは高解除率保護司の面接内容において、共通する部分の存在を認めつつも面接内容の一般的モデルの作成は今後の課題とした。その共通する部分について、彼らは直接指摘してはいないが、論文中の各保護司のモデルを詳細に検討する

と対象者に対する受容的なかわりが共通する部分であることが見出される。また、一般的な保護司の活動実態の把握については法務総合研究所の西川ら（2005）が量的側面からアプローチした。彼らは3000人の保護司へのアンケート調査における、「面接時に心がけていること」という設問の結果から「保護司が面接において受容と共感を大切にし、対象者との関係形成に配慮しながら保護観察に当たっている」と考察し、保護司の面接の実態に受容的な態度が存在することを明らかにした。保護司が有している面接時の態度が受容的であるということは、保護司が持っている犯罪者・非行少年への態度が好意的である（伊福部，1987）ことから了解可能である。しかし、西川らは受容的な態度の存在を明らかにしたものの、その特徴と構造の記述は行っていない。したがって、西川らが明らかにした保護司の受容的な態度の存在について、その内容を明確にし、特徴と構造を捉える必要がある。面接における保護司の受容的な態度の構造を明らかにすることで、維持すべき能力が把握できるのである。このことから本研究では保護司の「受容的態度」に着目し、その態度を検討する。では次項から、保護司の「受容的態度」について定義するために、先行研究における「受容」についての捉え方を概観する。

3 臨床心理学における「受容」研究の流れ

臨床心理学における「受容」研究の始点は、Rogersが1949年に心理療法において「受容」が重要であるということを報告したことに始まる。岡田（1993）によればRogersにとっての「受容」は、心理療法家がクライエントに対して受容的であるのを見て、クライエントが自らを受容するという自己受容が生じ、クライエントの成長が育まれる、という働きがあると考えられていた。そしてこの考え方へ注目がなされるようになり（川岸，1972）、その後「受容」を「自己受容」と「他者受容」に分解し、その関係性などについて、さまざまな研究者が実証研究を行った。そして、その検討に際して有望な知見を提出したのがSheerer（1949）である。Sheererは10ケースの心理療法における面接記録より自己受容と他者受容について、それぞれ操作的に定義し、尺度を構成し、両者が正の相関関係にあることを示した。そして、その後より多くの種類の対象、そしてより大規模な対象を元に知見を蓄積すべきであるという考えから、たとえばBerger（1952）は

Sheererの自己受容と他者受容の定義を用いて最終的に36の自己受容項目と28の他者受容項目を作成し、その正の相関関係を確認した。その後心理療法における「受容」の実証研究が活発となり、自己受容尺度・他者受容尺度得点の高い心理療法家と低い心理療法家の比較 (Streitfeld, 1959) やクライエントの心理療法へのレディネスとの関連 (Fey, 1954)、不安と自己受容他者・受容の関係 (Suinn & Hill, 1964)、他者に受容されることと自己受容・他者受容との関係 (McIntyre, 1952) などが研究された。

Rogersから始まるこれら「受容」の概念は、面接におけるいわば現場から産出された臨床知見と、Bergerを代表とする大規模サンプルに対する質問紙調査での一般的な知見の蓄積がなされてきた。このような「受容」研究の過程の中で、「受容」概念の理解が混乱してしまっただけという問題点がある。この点について川岸 (1972) は「Rogersの研究報告では、受容しているか否かの程度を問題にするのではなく、受容としてありのままの特徴を受け容れる態度、構えをさしていると考えられる。」しかし、「この態度、構えが、肯定的な意見の増加にもなって示されることから評価と同義に扱われるようになった」と「受容」概念が自他への肯定的評価として理解されてきたことを指摘した。したがって、SheererやBergerの研究以来、「受容」概念は自他に関する肯定的な評価という意味で理解され、定義されてきたのである。既に述べたようにRogersが提唱した「受容」の理解は我妻 (1964) の『『受容』とは、現象野への (あるいは自覚内容への) 受け容れであって、個人の価値基準から行われる是認のことではない』という定義に代表されるように、現象をありのままに認識することである。ここにBerger以後の研究における「受容」と、Rogersの提唱した「受容」についての理解の混乱が存在するのである。Rogersの「受容」の理解を「受容」概念の正しい理解であるとするならば、Berger以後の研究は「受容」については自己受容に関しても他者受容に関しても十分な検討がなされていたとはいえない。しかしながら、現実的にはRogersの提唱した「受容」も、心理療法という枠の中での心理療法家とクライエントの間での現象であるゆえに、「評価」的側面が存在することも事実である。例えば、クライエントが自殺企図をほのめかした場合、心理療法家は何らかの働きかけでそれをとめる必要があり、そこにクライエント

の行為への心理療法家の「評価」という側面が明確に存在するのである。これは心理療法においてだけでなく、他の臨床心理周辺領域においてもさまざまな程度で存在する、と考えられる。したがって、「受容」を理解するにおいては、Rogersの提唱した「受容」概念に立ち返りつつも、「評価」という側面も存在する、というアンビバレントな状態のものとして捉える必要がある。

また、もう一つ指摘しなければならないことは、「受容」を自己受容と他者受容に分けてその関係性を論じたことで、「受容」概念の理解をゆがめる結果となってしまった、ということである。臨床心理周辺領域におけるある種特殊な一対一の対人場面において、自己受容と他者受容は複雑に輻輳して生じることが考えられる。したがって、それぞれを独立した概念として捉えるのでは「受容」概念の理解を正確にできるものとは考えにくい。いわば、「受容」とは臨床家とクライエントとの関係において、両者の自己受容と他者受容とが混ざり合い、マーブル模様のような状態として捉えることができるだろう。したがって、「受容」を考える際には関係性としてそれを捉え、相互の自他に対する能動的なかわりにより形成されるものとして考えることが重要となってくるのである。そして、関係性としての「受容」において、それを生み出す態度を「受容的態度」として理解していく必要がある。

4 「受容的態度」についての議論

心理療法における「受容的態度」とは、「受容」という関係が形成された際に存在する心理療法家が有している態度、と考えられる。しかし、それは前述したBerger以降の研究における他者受容とは異なる。「受容的態度」とは、評価を介さずに自他の存在を認めようとする態度であると考えられ、少なくとも他者の肯定的な側面のみといったように受け容れやすいものを選別し、受け容れようとする態度は「受容的態度」ではない。あくまで自他に関して受け容れがたいものも受け容れやすいものもまず受け容れようとする態度が「受容的態度」なのである。前述のように「受容的態度」はその態度が必要とされる関係性や職務の性質との関係において一定の評価的側面が存在するが、その評価は肯定的な評価に限らず、否定的な評価も含まれると考えられるため、Berger以降の研究における他者受容とは異なる。したがって、「受容的態度」とは、「受

容」という関係が成立する場合に存在する、変容を目指すものを助ける役目を負うものに見られる、変容を目指す者の存在を認めた上で、対象者の諸特徴になされる一定の評価的側面を含む理解、そしてその理解に起因する情緒的・行動的傾向と考えることができる。

5 「保護司の受容的態度」の定義

保護司の「受容的態度」は前述のように、心理療法家の「受容的態度」とは職務の目的が異なるために、「受容的態度」に含まれる評価的側面の程度が異なる。そのちがいは保護司がかかわる対象は犯罪を起し、更生を目指さなければならないものであることによるものが大きい。つまり、保護司は対象者の存在を認めた上で更生保護の枠組みの中で、規律的な指導を加えなければならない場合が心理療法家の場合よりも多くある、と考えられるのである。

このことを踏まえた上で、前述した「受容的態度」の記述をもとに「保護司の受容的態度」を定義する。保護司の「受容的態度」とは「保護司が対象者にいづく、対象者の存在を認めたいうで、その存在自体ではなく対象者の諸特徴に対して行われる規律的傾向を含む肯定的認知およびその認知に起因する情緒的・行動的傾向」であると定義する。

6 本研究の目的

本研究では上記定義を元に、保護司の対象少年への「受容的態度」の構造について明らかにする。保護司の「受容的態度」は、保護司個人が日常生活や保護司活動を通じて形成されるものであり、多様性を持つものであると考えられる。したがって、保護司全体としての「受容的態度」の構造を明らかにした上で、その構造のあり方を元に保護司を分類し、その分類ごとに「受容的態度」を類型化し、その特徴を明確にする必要がある。

上記から本研究では、保護司の対象少年への「受容的態度」の因子構造について明らかにし、その「受容的態度」の因子構造から保護司を分類し、析出された分類ごとに「受容的態度」を類型化し、それを記述することを目的とした。

II 方法

質問紙調査を実施し、因子分析を行い、その結果抽

出された因子における平均得点をもとにクラス分析を用いて保護司を分類した。

対象：I県M地区保護司会の全5分區に所属する保護司157名に対して配布。

手法：質問紙調査法。保護司会研修会や表彰式において直接配布し、郵送法により回収したもの(n=58)に加え、回答していないが後に回答及び回収可能な機会を得た保護司のデータも回収した(n=7)。したがって65名(男性45名、女性19名、不明1名、平均年齢64.96歳、SD=8.19)のデータを用いて以下の分析を行った。回収率は41.4%であった。

尺度：予備調査を経て作成された18項目(5件法からなる)受容的態度尺度

期間：平成18年10月～平成19年1月

III 結果

1 因子分析

受容的態度尺度に対して因子分析(主因子法、プロマックス回転)を行った。因子の解釈においては因子負荷量が.35以上の項目を採用した。因子分析の結果より、4因子構造として捉えうることが示された(表1)。

2 因子の命名

受容的態度尺度の第I因子は項目2で客観的態度や項目3・4でリラックス態度が強く関連している。これらは少年との距離をある程度保ち、冷静に少年とかかわるという意味として理解できるため「冷静因子」と命名した。第II因子は厳しさと教育という態度が強調されているため「厳格因子」と命名した。第III因子は項目全体において温かさや思いやりという態度が関連しており、「温かさ因子」と命名した。第IV因子は少年への見守りや少年の感情を刺激しないといった、尊重という態度が関連していることから「尊重因子」と命名した。

3 内的一貫性の検討

クロンバックの α 係数による内的一貫性の検討を行った。その結果、全項目で.80、冷静因子で.66、厳格因子で.70、温かさ因子で.75、尊重因子で.62であり、内的一貫性については冷静因子と尊重因子で若干低い

表1 受容的態度尺度因子分析結果

項目	質 問 文	I 因子	II 因子	III 因子	IV 因子	共通性
Q2	少年のことを一人の人間として客観的に見るようにしている。	.784	-.188	-.007	-.028	.49
Q4	全般的に私はリラックスして面接するようにしている。	.686	.093	.011	-.081	.51
Q3	私は声そして発話の調子が落ち着いており、ゆっくりとしていてリラックスするようにしている。	.518	-.053	.106	-.028	.28
Q1	普段私は少年を態度温かな（視線や顔の表情など）で見守るようにしている。	.463	.028	.368	.007	.48
Q6	少年の問題がなかなか収まらなくとも焦らずに温かく見守るようにしている。	.436	.300	-.297	.297	.60
Q15	少年の気持ちを尊重して面接している。	.404	.005	.067	.327	.40
Q18	約束を破った際には責めないようにしている。	.369	-.323	.147	-.032	.15
Q8	少年の主張が反社会的な場合には、厳しく説得する。	-.055	.766	.141	-.075	.59
Q12	少年の問題点について指摘することが多い。	-.222	.597	.048	-.016	.28
Q9	少年の更生には、社会的に正しいことを教えることが重要である。	.142	.551	.146	-.197	.42
Q5	私は少年が自分で問題を乗り越える力があると思って面接している。	.076	.541	-.203	.241	.46
Q11	面接において、何かひとつの決まりごとについては厳しくしている。	-.119	.380	.035	.320	.28
Q13	少年との関係では、雰囲気の良い関係性が重要である。	-.060	.190	.802	.117	.76
Q14	少年に対しては思いやりをもって接している。	.215	.203	.663	-.082	.70
Q17	少年と同じ目線で接するようにしている。	.013	-.068	.423	.068	.18
Q16	いたずらに少年の感情を刺激しないようにしている。	.134	-.198	.398	.382	.35
Q10	少年に対してめったなことがない限り否定せず、見守ることが多い。	-.275	-.018	.240	.843	.67
Q7	少年の主張を理解しよう心がけて面接している。	.163	-.078	-.034	.637	.46
内 的 一 貫 性 (α)		.660	.700	.750	.622	

因子抽出法：主因子法、回転法：プロマックス法

ものの十分な値が得られたと判断できよう。

4 クラスタ分析

受容的態度尺度得点の因子分析により得られた4つの因子を構成する項目群の平均得点を用いて、クラスタ分析(Ward法、平方ユークリッド距離)を実施した。その結果、保護司を5つのクラスタに分類することが妥当と判断された。そのさい、過度に単純な分類とな

らないことに留意された。以下ではクラスタを「類型」と表記する。その結果、第I類型は全ての因子が中程度の群であった。第II類型は全ての因子が高い群であった。第III類型は第I因子、第III因子、第IV因子が高く、第II因子は低い群であった。第IV類型は第I因子から第III因子までが中程度、第IV因子が低い群であった。第V類型は第I因子から第III因子が低く、第IV因子は中程度の群であった。それぞれの類型の人数

表2 各受容態度類型における因子ごとの平均点及び分散分析の結果

	人数	全体 65	第I類型 24	第II類型 16	第III類型 8	第IV類型 10	第V類型 7
第I因子	平均	4.22	4.21 ^{ac}	4.43 ^{ac}	4.57 ^a	4.07 ^{bc}	3.63 ^b
	標準偏差	(0.43)	(0.25)	(0.47)	(0.38)	(0.38)	(0.28)
第II因子	平均	3.95	3.96 ^a	4.63 ^c	3.25 ^b	3.88 ^a	3.26 ^b
	標準偏差	(0.57)	(0.31)	(0.33)	(0.42)	(0.30)	(0.30)
第III因子	平均	4.50	4.51 ^a	4.85 ^b	4.88 ^b	4.24 ^a	3.74 ^c
	標準偏差	(0.45)	(0.29)	(0.19)	(0.15)	(0.30)	(0.32)
第IV因子	平均	4.18	4.14 ^a	4.73 ^b	4.67 ^b	3.20 ^c	3.95 ^a
	標準偏差	(0.57)	(0.24)	(0.25)	(0.47)	(0.17)	(0.23)

()内は標準偏差

上付き文字のアルファベットは同じアルファベットの条件間では有意差(5%水準)がないことを表す。

と各因子の平均得点を表2に示す。

ちなみに、5類型の分類の採用過程において、上記5つのクラスタをさらに集約すると3つのクラスタに集約すること可能であった。その3つのクラスタは、すべての因子が中程度のクラスタ（3-I類型と称する）、すべての因子が高いクラスタ（3-II類型と称する）、すべての因子が低いクラスタ（3-III類型と称する）であり、3-I類型には第I類型と第IV類型の保護司が属し、3-II類型には第II類型と第III類型の保護司が属し、3-III類型には第V類型の保護司が属していた。しかし先に示したように、上記3つのクラスタでの分類は本研究の目的にかんがみて単純すぎる分類となると考えられたため、5つのクラスタでの分類が妥当であると判断された。

各受容態度クラスタの様相を視覚的にあらわすため、最低点を3点にとり、5点までを範囲とした各受容態度類型における4因子の平均得点をレーダーチャート（図1）で提示する。

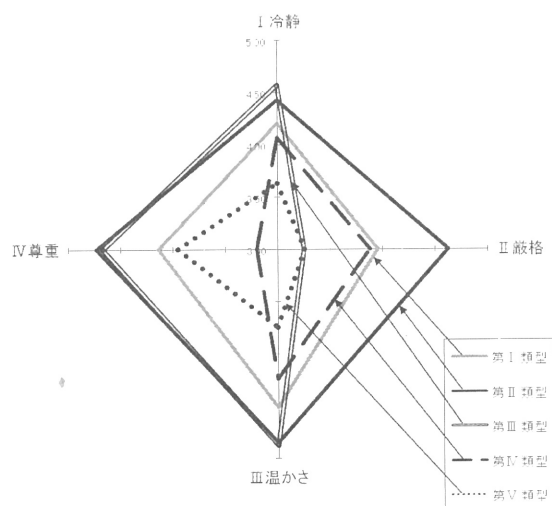


図1 各受容態度類型における4因子の平均得点レーダーチャート

5 分散分析

5つの受容態度類型における各因子平均得点の差異から、各類型の受容的態度の特徴を明確にするため、受容態度類型を独立変数（5条件）、因子ごとの平均得点を従属変数として1要因5水準の分散分析を各因子ごとに実施した。その結果全ての因子において類型間に1%水準で有意な差が見られ（ $F(4, 60)=8.54, p<.01$; $F(4, 60)=34.05, p<.01$; $F(4, 60)=28.58, p<.01$; $F(4, 60)=57.12, p<.01$ ）、TukeyのHSD法による多重比較（5%水準）を行った。多重比較検定の結果を表2に示す。

IV 考察

受容的態度の構造

因子分析の結果より、「受容的態度」は4つの因子により構成されていることが明らかとなった。表1に示されている質問項目を参照しながら各因子のあらわす内容について考察をしていく。なお、本研究では得点が高ければ「積極的」低ければ「消極的」と表現するが、これは「積極的」を善とし、「消極的」を悪しとする意味合いで用いているものではない。

第I因子の「冷静因子」の内容については主に、「客観性」や「リラックス」などの側面が強調されている。「客観性」については一步距離を置いて考えるなどによりその態度を維持することができると考えられ、「リラックス」については自らのパーソナルスペースや心地よい距離を保つことによりその態度を維持することが可能となるだろう。したがって、「客観性」と「リラックス」の両ワードに共通する概念は「距離」であるということが出来る。ここでいう「距離」は常に心が対象者のそばにいるか、またはそばにいたいと思うか、ということや面接など保護司として相手に接する以外にも接触をしているか、または接触したいと思っているかということなどを表すと考えられる。これらのことから「冷静因子」のあらわす主な内容は「対象者との間でとる距離の程度」であるといえよう。

第II因子の「厳格因子」の内容についてはまず、「説得」や「指摘」、「正しいことを教える」といった言葉が強調されている。これらは対象者の行動や意見に対して「指導的かかわり」を積極的にとっているかそうでないかをあらわしていると考えられる。また、「指導的かかわり」とは異なる意味合いである、「力がある」と思って面接している」という表現を含む項目も「厳格因子」を構成していた。これは対象者の力、更生への力を「信頼」しているという態度であると考えられる。これらのことから「厳格因子」のあらわす主な内容は「対象者に対して指導的なかかわりをとっている程度および対象者の更生能力を信頼している程度」であると考えられる。

第III因子の「温かさ因子」の内容についてはまず、「思いやり」や「同じ目線」、「感情を刺激しない」などの言葉が強調されている。これらは共通して、「対象者の側になってみる」という態度が存在すると考えられる。対象者にとって現在触れられたくないところ

はどこなのかを、同じ目線で感じ、いたずらに感情を刺激しないように思いやるということである。そしてこのような態度に基づき形成されるものが「温かい関係性」であると思われる。それゆえ「温かい関係性」は、対象者の側に立ってみて、対象者にとって無理のない更生に向けた関係性ということができよう。したがって、「温かさ因子」のあらわす主な内容は「対象者の側の立場に立とうとする程度、そして、それらに基づいた温かい関係性を積極的に志向する程度」であると考えられる。

第Ⅳ因子の「尊重因子」の内容は主に「感情を刺激しない」や「否定せず、見守る」、「主張を理解するよう心がける」という言葉が強調されていた。それらは共通して対象者の感情や気持ちについて否定せず、尊重するという態度である。したがって、「尊重因子」のあらわす主な内容は「対象者の感情や気持ちを否定せず、理解し、尊重するという態度を持っている程度」をあらわしていると考えられる。

以上、第Ⅰ～Ⅳ因子の表す内容は表3にまとめた。これらの4つの下位次元から「受容的態度」は構成されていることが明らかとなった。そして、それら4因子の特徴から、保護司の「受容的態度」はRogersの提唱する「受容」と共に保護司の職務上一定の「評価」的側面も存在するというアンビバレントな「受容的態度」であるということが示された。

表3 各因子の内容

因子	内容
Ⅰ 冷静因子	対象者との間でとる距離の程度
Ⅱ 厳格因子	対象者に対して指導的なかかわりをとっている程度、および対象者の更生能力を信頼している程度
Ⅲ 温かさ因子	対象者の側の立場に立とうとする程度、そして、それらに基づいた温かい関係性を積極的に志向する程度
Ⅳ 尊重因子	対象者の感情や気持ちについて否定せず、理解し、尊重するという態度を持っている程度

受容的態度類型の特徴

保護司の「受容的態度」が5類型に分類されたことから、アンビバレントな「受容的態度」において個々の保護司が「受容」と「評価」のバランスを取る工夫を行っており、保護司の「受容的態度」が多様性を持つものであることが明らかとなった。では以下にクラスタ分析によって析出された受容的態度類型の特徴について類型ごとに考察する。

第Ⅰ類型は全ての因子において平均的な得点の保護司が該当していた。したがって、第Ⅰ類型の保護司は対象者との間での距離についてはそれほど気にせず、指導的かかわりも頻繁にするわけではなく、ある程度対象者の立場を理解した上で、要所で指導を行うという「受容的態度」を有していると考えられる。

第Ⅱ類型は全ての因子において高い得点の保護司が該当していた。したがって、第Ⅱ類型の保護司は対象者との距離を保ち、指導的かかわりを積極的に行う半面、対象者の立場を積極的に理解し、気持ちを汲み取り、その気持ちを尊重しようという比較的アンビバレント性の高い「受容的態度」を有していると考えられる。

第Ⅲ類型は第Ⅱ類型と厳格因子の得点を除き差はないが、厳格因子が低いことから対象者に対して指導的なかかわりを積極的にとらないことを意味している。したがって第Ⅲ類型の保護司は対象者との距離を保ちつつ、対象者の立場を積極的に理解し、気持ちを汲み取り、その気持ちを尊重し、あまり指導的なかかわりを積極的には行わない「受容的態度」であると考えられる。

第Ⅳ類型は第Ⅰ類型と尊重因子の得点を除き差はないが、尊重因子が低いことから対象者の感情や気持ちについては否定的な評価を行いがちであることを意味している。したがって、第Ⅳ類型の保護司は対象者との距離はあまり気にせず、ある程度対象者の立場を理解した上で、対象者の感情や気持ちについては否定的な評価をしがちであるが、積極的に指導するのではなく、要所で指導を行うという「受容的態度」を有していると考えられる。

第Ⅴ類型は尊重因子のみが平均的であり、そのほかの3因子は低い保護司が該当していた。したがって、第Ⅴ類型の保護司は対象者との密接な距離での関係を志向し、あまり指導的なかかわりを志向しないが、保護司としての立場から対象者の感情や気持ちについて理解していくという「受容的態度」を有していると考えられる。

まとめと課題

本研究は、保護司の対象少年への「受容的態度」の因子構造について明らかにし、その「受容的態度」の因子構造から保護司を分類し、析出された分類ごとに「受容的態度」を類型化し、それを記述することを目

的として質問紙調査を行った。その結果、「保護司の受容的態度」は「冷静因子」、「厳格因子」、「温かさ因子」、「尊重因子」という4因子構造を持ち、これら4因子の特徴から「受容」と「評価」が混在するアンビバレントな「受容的態度」の構造であることが明らかとなった。そして、この4つの因子における平均得点をもとに「受容的態度」についてクラスタ分析により保護司を分類した。その結果、5つに保護司は分類され、各々の受容態度類型の特徴が描写され、保護司の持つアンビバレントな「受容的態度」は個々の保護司にとってバランスの取れたものとなるよう調整がなされており、多様性を持つものであることが示唆された。

本研究から得られた結果は上記のように了解可能であり、十分に意味を持つものであり、これからの保護司の処遇研究の土台となるものとなったと考えられ、今後の研究知見の蓄積が期待される。また、本研究では質問紙調査のみから「受容的態度」の構造についてアプローチを行ったため、各受容態度類型の特徴について、質的な側面からの記述も望まれる。したがって、今後は保護司の処遇態度を直接インタビューするという方法により、実際の現場に即した言葉で「受容的態度」の構造をより明確にし、受容態度類型を記述することが必要となると考えられる。

脚注

1、「高解除」とは更生保護における用語であり、「解除」とは保護観察の終了を意味し、「満期解除」と「良好解除」がその中には含まれる。前者は成人も少年も該当する解除であるが、後者は少年の場合のみにおいてその更生意欲が高いものに対してなされる解除である。したがって、永野・辰野(1991)のいう「高解除率保護司」とは「良好解除」に少年を導く確率の高い保護司をさしており、保護司の処遇能力の高い保護司をさす。

引用文献

Berger, E.M. 1952 The relation between expressed acceptance of self and expressed acceptance of others. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, 47, 4 778-782

Fey, W.F. 1954 Acceptance of self and others, and its relation to therapy-readiness *Journal of Clinical Psychology*, 10 269-271

伊福部舜児・佐藤暁・有留明・有馬眞二郎・有水成巳・田崎孝幸・堤章一・原口博光・福山博久・幸功二 1987 鹿児島国際大学社会調査実習報告 61 1-6

伊藤康子 1989 非行少年の立ち直りと保護司の活動(少年非行をめぐる諸問題〈特集〉) 法律のひろば 42(8) 49-54

川岸弘枝 1972 自己受容と他者受容に関する研究—受容測度の研究を中心にして— 教育心理学研究 20(3) 170-177

小畑哲夫 1999 第49回「社会を明るくする運動」に寄せて 犯罪者処遇における住民参加—更生保護を支える保護司制度— 法律のひろば52(7) 50-55

McIntyre, C.J. 1952 Acceptance by others and its relation to acceptance of self and others. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, 47, 3 624-625

永井文昭・辰野文理 1991 高解除率保護司の処遇実態分析 犯罪と非行 87 102-112

西川正和・寺戸亮二・大場玲子・押切久遠・小國万里子 2005 保護司の活動実態と意識に関する調査 法務総合研究所研究部報告26

野沢太三・金平輝子・清原慶子・佐伯仁志・佐藤英彦・瀬川晃・田中直毅・堀野紀・本江威憲・榎井成夫 2006 更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して— 「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書

岡田敬司 1993 かかわりの教育学 教育役割くずし 試論 ミネルヴァ書房

Sheerer, E.T. 1949 An analysis of the relationship between acceptance of and respect for self and acceptance of and respect for others in ten counseling cases. *Journal of Consulting Psychology*, 13 169-175

Streitfeld, J.W. 1959 Expressed acceptance of self and others by psychotherapists. *Journal of Consulting Psychology*, 23, 5 435-441

Suinn, R.M. & Hill, H. 1964 Influence of anxiety on the relationship between self-acceptance and acceptance of others. *Journal of Consulting Psychology*, 28, 2 116-119

我妻洋 1964 自我の社会心理 誠信書房